

令和2年度

土木工事積算資料

改正資料(第1回)

令和3年7月1日

静岡県交通基盤部

令和2年度 土木工事積算資料(正誤表)

項	項目	改正前	改正後
S-33	§1 一般貨物運送事業の貸切り運賃 ↓ 建設機械等の運搬基地	<p>§1 一般貨物運送事業の貸切り運賃</p> <p>平成14年6月第154回通常国会において、貨物自動車運送事業法が改正・公布され平成15年4月1日から施行している。改正された貨物自動車運送事業法では、トラック事業の運賃・料金の事前届出制が廃止になったため、物価資料の掲載が平成15年4月号以降から削除されている。</p> <p>このため、当面は、平成15年3月号の物価資料(建設物価、積算資料)の単価を使用する。</p> <p>なお、物価資料(建設物価、積算資料)に掲載されている中部運輸局の料金(平成11年3月26日自貨第39号通達)の上限、下限の平均値を使用する。(地区割増料を含む)</p> <p>平均値の端数処理は、平均値を計算した金額の10円未満の端数を、10円単位に切り捨てする。なお、この端数処理は、各運賃料金、割増料毎に行う。</p> <p>運搬基地は、最寄りの主要都市とし、下記を標準とする。</p> <p>静岡県…沼津市、富士市、富士宮市、静岡市、掛川市、浜松市</p> <p>注) 工事内容、工事規模等による実情に応じて上記以外の都市とすることができる。</p> <p>§2 設計工期の決め方</p> <p>1. 工期の定義</p> <p>「工期」とは「工事の着手から、その工事が完成する日まで」の期間をさす。これは契約の重要な要素として契約書等に明記されている。</p> <p>工期には次のような期間要素が含まれており、これらを前提として設定する必要がある。</p> <p>イ 目的物の施工に先立って、必要となる人員・機材手当、調査・測量、受電契約、住民説明、警察協議の準備等を計画、実行する期間(準備期間)</p> <p>ロ 実作業期間</p> <p>ハ 休日・祭日など社会的制約によって、作業を休止する期間</p> <p>ニ 降雨・降雪や出水など自然的要因により作業を休止せざるを得ない期間</p> <p>ホ 目的物の施工時又は終了後の清掃、自主検査、後片付けなどに要する期間</p> <p>ヘ 工事の完成検査のための待機期間(普通、最大14日とされている)</p> <p>ト 検査の結果、不合格となった目的物がある場合にはその補修作業に要する期間</p> <p>2. 工期設定の目的</p> <p>工期を設定する第一の目的は「その工事を施工するため必要な期間を設定する」ことにある。しかし、土木工事の工期は工事目的物に従って一義的に算定されるような単純なものではなく、施工の時期・場所・順序、投入人員・機械の数や質などによって大きく変化するものであり、次のような三つの目的を総合的に満足するよう設定することが重要である。</p> <p>(次の①～③の例は不適当な例である。)</p> <p>①無理の排除 (例) 不適切な工期の不足を補うため夜間工事・雨の中・休日返上の突貫工事をした。</p> <p>②無駄の排除 (例) 作業禁止期間制限を見落とし、その遅れを取り戻すため、本来、1台投入で足りる機械を3台投入し、夜間を含む突貫工事をした。</p> <p>③ムラの排除 (例) 12ヶ月間の工事の7ヶ月目、11ヶ月だけ、色々な工事施工を重ねたため、現場の労働者数が一時に集中し、急きよ、労働者宿舎を2倍に建増し、賄い婦も雇った。</p> <p>3. 工期の設定</p> <p>工期の設定にあたっては、「土木工事積算基準マニュアル(発行: (財)建設物価調査会)」及び「公共土木工事 工期設定の考え方(監修: 国土交通省大臣官房技術調査課、発行: (財)建設物価調査会)」によること。</p>	<p>§1 建設機械等の運搬基地</p> <p>運搬基地は、最寄りの主要都市とし、下記を標準とする。</p> <p>静岡県…沼津市、富士市、富士宮市、静岡市、掛川市、浜松市</p> <p>注) 工事内容、工事規模等による実情に応じて上記以外の都市とすることができる。</p> <p>§2 設計工期の決め方</p> <p>1. 工期の定義</p> <p>「工期」とは「工事の着手から、その工事が完成する日まで」の期間をさす。これは契約の重要な要素として契約書等に明記されている。</p> <p>工期には次のような期間要素が含まれており、これらを前提として設定する必要がある。</p> <p>イ 目的物の施工に先立って、必要となる人員・機材手当、調査・測量、受電契約、住民説明、警察協議の準備等を計画、実行する期間(準備期間)</p> <p>ロ 実作業期間</p> <p>ハ 休日・祭日など社会的制約によって、作業を休止する期間</p> <p>ニ 降雨・降雪や出水など自然的要因により作業を休止せざるを得ない期間</p> <p>ホ 目的物の施工時又は終了後の清掃、自主検査、後片付けなどに要する期間</p> <p>ヘ 工事の完成検査のための待機期間(普通、最大14日とされている)</p> <p>ト 検査の結果、不合格となった目的物がある場合にはその補修作業に要する期間</p> <p>2. 工期設定の目的</p> <p>工期を設定する第一の目的は「その工事を施工するため必要な期間を設定する」ことにある。しかし、土木工事の工期は工事目的物に従って一義的に算定されるような単純なものではなく、施工の時期・場所・順序、投入人員・機械の数や質などによって大きく変化するものであり、次のような三つの目的を総合的に満足するよう設定することが重要である。</p> <p>(次の①～③の例は不適当な例である。)</p> <p>①無理の排除 (例) 不適切な工期の不足を補うため夜間工事・雨の中・休日返上の突貫工事をした。</p> <p>②無駄の排除 (例) 作業禁止期間制限を見落とし、その遅れを取り戻すため、本来、1台投入で足りる機械を3台投入し、夜間を含む突貫工事をした。</p> <p>③ムラの排除 (例) 12ヶ月間の工事の7ヶ月目、11ヶ月だけ、色々な工事施工を重ねたため、現場の労働者数が一時に集中し、急きよ、労働者宿舎を2倍に建増し、賄い婦も雇った。</p> <p>3. 工期の設定</p> <p>工期の設定にあたっては、「土木工事積算基準マニュアル(発行: (財)建設物価調査会)」及び「公共土木工事 工期設定の考え方(監修: 国土交通省大臣官房技術調査課、発行: (財)建設物価調査会)」によること。</p>